

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

保安林の指定の解除予定

土地区画整理組合の設立の認可

急傾斜地崩壊危険区域の指定

### ◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

### ◇ 公 告

高圧ガス製造保安責任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
西 倉 薬 局	倉吉市西倉吉町二一五	昭和六十年八月一日

### 鳥取県告示第八百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二一五	全国	昭和六十年八月一日

鳥取県告示第八百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河内字大山藁一三三三・一三三四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第三土地区画整理組合の設立を認可したので同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称  
米子市旗ヶ崎第三土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
昭和六十年九月十日から昭和六十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
米子市旗ヶ崎字拾苞牧谷、字柿ノ木谷道下夕、字柿ノ木谷灘、字四軒屋灘、字四軒茶屋、字荒神屋敷下夕及び字柿ノ木谷の各一部
- 四 事務所の所在地  
米子市加茂町一丁目一 米子市建設部開発課内
- 五 設立認可の年月日  
昭和六十年九月四日
- 六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
米子市役所及び施行地区内の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第八百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和六十年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

栗谷町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市栗谷町一〇の一部、一〇一二の一部、一〇一七の一部、一〇一三の一部、一〇一六の一部、一〇二四の一部、一三一一の一部、一四の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四四、一五の一部、一五二、一五三の一部、一七、一八、一八一、一九、一九一、二〇の一部、二二の一部、二二一、二二二の一部、二二二、二二二二の一部及び二三三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

立川地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市立川町一丁目二の一部、一六一一の一部、一六一三の一部

三 名称

一七の一部、一七一の一部、一七三の一部、一七四及び一七一の一部並びに上町一六二二の一部、一七三の一部及び一七八の一部

湖山南五丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南五丁目四〇一の一部、四〇三一の一部、四二二の一部、四一三の一部、四一六の一部、四一七の一部、四二〇から四二五までの一部及び四二七の一部並びにこれらと一体をなす国有地

四 名称

中原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡智頭町大字中原字上皆地二六三一の一部、二六三二の一部、二六四の一部、二六四一、二六四二、二六五一、二六五二の一部、二六五二次一の一部、二六七から二七〇までの一部、二七一から二七四まで、二七四一、二七五から二七八まで、二七九の一部、二八〇の一部、二八〇一、二八一の一部、二八一二、二八二一、二八二二の一部、二八二三の一部、二八四一の一部、二八五、二八六、二八七一、二八七二の一部、二八八二の一部及び二八九の一部、字中土居三三六から三三八までの一部、三四〇一の一部、三四二、三四二一、三四三、三四三一、三四四、三四四一、三四五一、三四五、三四六一、三四六二、三四七、三四七一、三四八、三四九一の一部、三

五 1 名称

五〇一の一部及び三五二一の一部、字北皆地三七七一の一部、三七七二の一部、三七八及び三七九の一部並びに字上工山七六六一の一部、七六六一二、七六六一三、七六七一一の一部、七六七二、七六七三、七六八の一部、七六九の一部、七六九一、七七〇一から七七〇一四まで、七七〇一一次及び七七七一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

落岩地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡家町大字落岩字東土井一八一の一部、一八二、一八二一、一八二二、一八三から一八九まで、一九〇の一部、一九一、一九二の一部、一九四の一部、一九五の一部、一九六、一九七一、一九七二、一九八一、一九八二、一九八一内一、一九八一次一、一九九、一九九一、二〇〇から二〇二まで、二〇三の一部、二〇三一の一部及び二〇三二、字宮ノ下モ二〇四、二〇四一、二〇四二、二〇五、二〇五十一、二〇六、二〇六一、二〇七から二〇九まで、二〇九一、二一〇から二一三まで、二一三一、二一三二、二一四から二一六まで、二一六一、二一六二、二一七、二一七一、二一八、二一八一、二一八二、二一八三次一、二一九、二一九一、二二〇、二二〇一、二二二、二二二一、二二二二、二二三、二二四、二二五の一部、二二六の一部、二三〇の一部、二三〇一の一部、二三一の一部、二三二一の一部、二三二二の一部、二三三の一部、二三四から二三六まで、二三六一から二三六一三まで、二三七、二三七一、二三八、二三八

六 1 名称

八一、二二九、二四〇、二四三一の一部、二四九の一部、二五〇一及び二五〇一三の一部並びに字上野山六五六の一部、六五七、六五八の一部、六六一、六六二、六六三の一部、六七三の一部、六七五から六七七までの一部、六七八、六七九の一部、六八〇の一部及び六八〇一並びにこれらと一体をなす国有地

小泉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字小泉字屋敷通二八六の一部、二九四から二九六までの一部、二九七一の一部、二九八の一部、二九九一の一部、三〇〇、三〇一一、三〇二、三〇三の一部、三〇四、三〇八一、三〇八二、三〇九、三一〇一から三一〇一三までの一部、三一〇一四の一部、五八九一の一部、五九〇一、五九一及び五九二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

八橋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字八橋字茅町五三六から五三八までの一部、字大日峰五三九から五四一までの一部、五四三二の一部、五四四一の一部、五四四二の一部、五四七の一部、五四八の一部、五四九一の一部、五五一一の一部、五五二一の一部、五五五の一部及び五五六の一部並びに字後谷五九三の一部、五九四の一部、五九七一の一部及び五九七二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

下種地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字下種字屋敷四九九から五〇二までの一部、五〇二—一の一部、五〇三、五〇四、五〇四—一、五〇五の一部及び五〇六、字下前田五二二—一の一部、五二八—一の一部及び五二八—二の一部、字横山六二二—一の一部並びに字家ノ空六二二、六二三、六二四—一の一部、六二五—三の一部、六二六—一の一部、六二六—三の一部、六二七、六二八、六二九—二の一部、六二九—三の一部、六三〇—一の一部、六三一及び六三二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市谷字寺ノ下二七四—一の一部、二七四—二の一部、二七五—一の一部、二七五—三の一部、二七五—六の一部、二七五—八の一部、二七六—二の一部、二七六—六の一部、二七七—一の一部、二七七—二の一部、二七七—四の一部、二七八の一部、二七九の一部及び二八三の一部、字屋敷二八四の一部、二八五の一部、二八五—一、二八六—一の一部、二八六—二、二八七—一から二八七—三までの一部、二八八—一の一部、二八九—三の一部及び二九〇の一部、字岡<sup>三六三</sup>三六三—一）合併の一部、三六四—一の一部及び三七四の一部、字寺井三九九—五の一部、四〇二—一の一部、四〇三—二の一部及び四〇四—一の一部並びに字権現平六一四—一の一部、六一

四—二の一部、六一四—五の一部、六一五の一部、六一六—一の一部、六一六—二、六一六—三から六一六—六までの一部、六一六—七から六一六—九まで、六一六—一〇の一部、六一六—一一、六一六—一二、六一七—一、六一七—二、六一七—三の一部、六一七—四、六一八—一、六一八—二及び六一九並びにこれらと一体をなす国有地

十 1 名称

小浜（屋敷）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡泊村大字小浜字浜山七三五—一の一部、七三五—二の一部、七三五—三、七三五—四の一部、七三五—五、七三五—六の一部、七三六—一の一部、七三六—二、七三六—三から七三六—五までの一部、七三六—六、七三七—二の一部、七三九—三の一部、七三九—五の一部及び七三九—六の一部、字五ノ大谷七九五—二の一部、七九八—一の一部及び七九八—二の一部並びに字屋敷八〇二—一の一部、八〇六—一の一部及び八〇八—一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

御来屋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字御来屋字下米見ケ谷三三六—一の一部、三三六—二、三三七の一部、三三九—一の一部、三三九—二、三四〇、三四一、三四二—一、三四二—二の一部、三四二—二の一部及び三四三—一の一部、字鳴瀧ノ上三五〇—一の一部、三五〇—二の一部、

三五〇―三及び三五〇―四の一部並びに字松崎屋敷九八八の一部、九八八―七から九八八―一までの一部及び九八九の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十二 名称

祇園地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

米子市祇園町二丁目二七―三の一部、二七―八から二七―一〇までの一部、二七―一、二七―一七、二七―一八の一部、二七―一九、二七―二〇、二七―二一の一部、二七―二三、二七―二四、二七―六四の一部、二七―六五、七二―四、七二―五、七三―四から七三―七まで、七四―一から七四―三まで、七四―七、八九―四、八九―五、九〇―四から九〇―六まで、九一―一、九一―四、九一―七から九一―九まで、九二―二から九二―四まで、九三―一から九三―三まで、九三―五、九三―六、九四―二の一部、九四―四、九五―二、九五―六、九五―七、九七―八、九八―二及び九九―五の一部並びに陰田町一―八の一部、一―九の一部、三四―一の一部、三五―一、三六―一から三六―三まで、三六―四から三六―六までの一部、三六―七から三六―一〇まで、三七―一、三八―一、三八―二、三九―一の一部、四〇―一の一部、四三―五の一部、四三―七の一部、四四の一部及び四五の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十三 名称

安原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町安原字オノ脇一七から一九までの一部、二二―一の一部、二二―二の一部、二三の一部、三九の一部、四〇の一部、四一―一の一部、四二から四六までの一部並びに字谷奥ノ上ミ一二二―一の一部、一二二―二の一部、一二三の一部、一二四の一部及び一二四―二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四 名称

添谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡溝口町添谷字上屋敷四一七の一部、四一七―二の一部、四一七―三の一部、四一八の一部、四一九の一部、四二〇―一の一部、四二一の一部及び四二二の一部並びに字大谷四七六から四八二まで及び四八三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和六十年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十年九月十二日(木) 午前十一時

二場所 気高郡青谷町大字青谷四〇八三―三 青谷町中央公民館

公 告

三 養 護 車 台 監 査 官 監 査 員 監 査 員 監 査 員 監 査 員

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、  
昭和60年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和60年9月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 期日 昭和60年11月24日（日）
- 2 場所 倉吉市越殿町1409 倉吉市農業協同組合
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する 通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化 学	13時00分から 15時00分まで
乙種機械責任者	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで

  

免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な機械に関する 通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工 学	13時00分から 15時00分まで
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保 安管理の技術（特別試験科目を申請し た者にあつては、高圧ガスの製造に必 要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応 用化学及び基礎的な機械工学（特別試 験科目を申請した者にあつては、高圧 ガスの製造に必要な基礎的な応用化学 及び基礎的な機械工学）	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 基礎的な応用化学及び機械工学	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで

責任者免状に係る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時45分から12時15分まで
------------	------------------------------	------------------

備考 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会各支部、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備えてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 3,600円  
丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 3,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和60年9月19日（木）から同月27日（金）まで（郵送の場合は、昭和60年9月27日（金）までの消印があるものは、有効とする。）

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—7065）に問い合わせること。